

2021-8-4 児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会

○小澤総務課長 定刻になりましたので、ただいまから第1回「児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会」を開催いたします。

構成員の皆様には、お忙しい中、お集りいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、ウェブ会議にて開催させていただいており、全ての構成員の方に御出席いただいております。

まず、資料の確認をいたします。

配付資料につきましては、既に事前に別途送らせていただいておりますが、右上に番号を振っています。資料1から資料3まで及び参考資料の計4点となっております。

まず、本検討会の開催趣旨につきまして、事務局より説明を申し上げます。

お手元、資料1の開催要綱を御覧ください。

○福山構成員 ミュートになってお話ししているのですが、もしかしたら別のマイクが拾って音声が入っているのかなと思って、ちょっと聞き取りにくいのですけれども。

○小澤総務課長 失礼しました。

改めまして、ただいまから第1回「児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会」を開催いたします。

構成員の皆様には、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、ウェブ会議にて開催させていただいており、全ての構成員の方に出席いただいております。

まず、資料の確認をいたします。

配付資料は、右上に番号を付してありますが、資料1から資料3まで及び参考資料の計4点となっております。

まず、本検討会の開催趣旨について、事務局より、説明を申し上げます。

お手元、資料1の開催要綱を御覧ください。

資料1、こちらは児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会の開催要綱でございます。

まず、「1. 目的」でございます。今般、新型コロナウイルス感染症の流行によりまして、児童福祉施設における平時からの感染症等への備えあるいは感染症流行時の業務継続の重要性が再認識され、また、各地方自治体による児童福祉施設への指導監査についても、感染防止対策と両立した実施が求められているところでございます。これらを踏まえまして、児童福祉施設における感染防止対策、感染症流行時の業務継続、感染防止と両立した指導監査の在り方について検討を行うというのが今回の研究会の目的でございます。

「2. 構成」でございますが、研究会の構成員は別紙のとおりといたしますので、お手元の別紙をお開きいただきますようお願いいたします。

別紙、こちらが感染防止対策・指導監査に関する研究会の構成員名簿でございます。構

成員を順次紹介させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

社会福祉法人順正寺福祉会こども園長、全国保育協議会副会長の伊藤構成員でございます。

全国児童養護施設協議会副会長の大場構成員でございます。

川口市福祉部福祉監査課長の木村構成員でございます。

横浜市こども青少年局総務部監査課長の玉井構成員でございます。

福祉型障害児入所施設愛育学園長、日本知的障害者福祉協会児童発達支援部会副会長の福山構成員でございます。

和洋女子大学人文学部こども発達学科教授の矢萩構成員でございます。

それでは、お手元の1枚目に戻っていただきますようお願ひします。(2)の部分でございます。研究会には、座長を置き、構成員の互選により定めることとさせていただきます。

「3. 検討事項」でございます。検討事項は、先ほどの目的で申し上げたことから大きく2点、1つは感染防止拡大と両立した児童福祉施設の指導監査の在り方について、児童福祉施設における感染防止対策及び感染症流行時の業務継続の在り方について、検討事項とさせていただきます。

「4. 運営」でございます。会議の議事は、特に非公開とする旨の申合せを行った場合を除き、公開とさせていただきます。 (2) 会議資料、議事録については、非公開する申合せを行った場合を除きまして、後日、ホームページにおいて公開することとさせていただきます。なお、非公開とする申合せを行った場合は、座長が認める範囲において議事要旨を公開することとしたいと思ひます。研究会の庶務につきましては、子ども家庭局総務課で行います。

「5. その他」でございますが、この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が子ども家庭局総務課長と協議の上で定めることとさせていただきます。

それでは、本検討会の最初に、座長の選任を行わせていただひきたいと思ひます。

本検討会は、構成員の互選により座長を選任することとなっております。構成員の皆様から御推薦いただひたいと存じますが、いかがでございましょうか。

大場構成員、お願ひします。

○大場構成員 御経験、御経歴から考えて、矢萩構成員にお願ひするのがよろしいかと思ひますが、いかがでしょうか。

○小澤総務課長 矢萩構成員の御推薦がございました。

御異議はございませんでしょうか。

(委員首肯)

○小澤総務課長 ありがとうございます。

それでは、御異議はありませんでしたので、本研究会の座長は矢萩構成員にお願ひした

と思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、これより先の議事は、矢萩座長にお願いしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○矢萩座長 皆様、改めまして矢萩でございます。

千葉県市川市にございます4年制の女子大学で保育者養成を行っております。

ただいま御推薦にあずかりまして、大変恐縮ですけれども、座長ということで進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事の2つ目になりますけれども、児童福祉施設の感染防止対策・指導監査につきまして、事務局から御説明をお願い申し上げます。

○小澤総務課長 それでは、改めまして、事務局の小澤から御説明させていただきます。

お手元の資料2をお願いいたします。「児童福祉施設の感染防止対策・指導監査について」でございます。

1枚おめぐりくださいますようお願いいたします。児童福祉施設における指導監査の仕組みについてという資料が1ページ目でございます。まず、最初の○のところがございます。児童福祉施設は児童福祉法7条1項に定める施設、括弧の中に列挙していますが、これらを児童福祉施設といいます。幼保連携型こども園を除く児童福祉施設の設備及び運営については、厚生労働省令で定める基準に従い、または、参酌して、都道府県知事が条例で基準を定めなければならないこととされております。都道府県知事は最低基準を維持するために、児童福祉施設の設置者に対して必要な報告、質問、立入検査等ができると、法律上、されております。なお、都道府県知事は、1年に1回以上、国以外の者の設置する児童福祉施設が最低基準を遵守しているかどうかを実地につき検査させなければならないと児童福祉法施行令で定められております。この具体的な検査の方法及び項目などにつきましては、児童福祉行政指導監査実施要綱に技術的助言として示されているというのが、指導監視の現状の仕組みでございます。

2ページ目をお願いいたします。最低基準省令は、先ほどの1ページ目の児童福祉施設に関する基準について、都道府県知事が従い、あるいは、参酌して、条例で定める場合の基準になるものでございますが、この最低基準省令は総則部分と児童福祉施設毎の基準を定める部分とがあります。それぞれ、例えば、総則部分につきましては、非常災害時の対応あるいは衛生管理、全ての児童福祉施設に共通する事項、こうしたものを定めております。各児童福祉施設の基準を定める部分につきましては、例えば、施設毎の人員配置基準あるいは面積基準といったものを定めております。○の2つ目でございます。この最低基準省令上、感染症のまん延防止に関する規定は、従前「感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と最低基準省令10条2項において規定されております。こうした努力義務規定のみでございましたが、令和3年度、障害福祉サービス賞与報酬改定の取りまとめを踏まえまして、児童福祉施設のうち、障害児入所施設等につきましては、感染症の発生及びまん延の防止等の取組の徹底を求め

る観点から、ポツの2つのところがございますが、例えば、委員会の開催、指針の整備、あるいは、シミュレーションを実施、業務継続に向けました計画の策定、研修の実施あるいは訓練の実施を義務づける規定が盛り込まれたところがございます。なお、この新たな規定につきましては、令和3年4月1日に施行されておりますが、施行から3年間は努力義務とされております。それから、児童福祉施設以外の障害福祉サービス等事業者及び介護施設につきましても同様の措置が講じられているところです。

3 ページ目をお願いいたします。指導監査要綱について説明した資料でございます。児童福祉施設に関する指導監査要綱におきましては、児童福祉施設に対する指導監査について、例えば、このポツの列挙している部分でございますが、指導監査を一般指導監査と特別指導監査に分けて、一般指導監査につきましては年1回以上の実地検査を行うこと、あるいは、指導監査の実施計画を毎年度当初に策定すること。指導監査の実施に当たっては、対象となる方に対しまして、期日あるいは監査職員の情報を原則事前に通知すること。指導監査は、指導監査事項に準拠して実施することが定められております。また、感染症対策の観点から、先ほどの監査事項の項目としては、定期の健康診断、衛生管理、感染症に対する対策は適切に行われているかなどの規定が盛り込まれていたという状況でございます。

4 ページ目をお願いいたします。新型コロナウイルスの流行の状況でございます。これは、直近の8月初めの時点までの数字をお示ししたものとなります。御案内のとおり、感染者が急増しておりまして、その数字を反映したものとなっております。資料の見方としては、まず、青の棒線が療養を要する方の数字、赤の棒線が重症者、次の下の灰色のところですが、新規陽性者の日別が折れ線グラフ、それについての7日間移動平均も折れ線グラフで示しております。新規死亡者数、重症者割合はいずれも折れ線グラフで示されております。いずれにせよ、ここで分かりますのは、今、まさに感染拡大の真ただ中にあるという状況で、引き続きこうした感染症の発生を前提として今後の対応を検討していくことが現状として言えると考えております。

5 ページ目をお願いいたします。地方自治体からの提案についてでございます。今回検討に至った背景として、1つは、こうした児童福祉施設の指導監査につきまして、地方分権改革に関する提案がなされているということがございます。平成30年の地方分権改革に関する提案募集におきましては、前年度における施設監査の結果、適正さが認められている社会福祉施設につきましては、社会福祉法人への法人監査と同時に実施できるようにするため、原則3年に1回見直しを求めるということが提案としてございました。これを受けまして、保育所の指導監査の効率的・効果的な実施に向けた自治体の取組に関する研究会を開催しまして、保育所における効率的・効果的な監査の先進事例を公表したということがございます。それから、令和3年度地方分権改革に関する提案募集におきましては、今回のコロナの感染症の拡大も踏まえまして、社会福祉法人、社会福祉施設等につきまして、実地によらずとも監査等の実施ができるよう書面やリモート等による方法も可能とし

ていただきたいという提案がなされております。

6 ページ目をお願いいたします。老人福祉施設、障害者施設、社会福祉法人に対する指導監査についての現状でございます。老人福祉施設指導監査指針におきましては、一般監査として原則年1回は実地に全対象老人福祉施設に対して行うこととされておりませんが、ただし、前年度における一般監査の結果適正な運営がおおむね確保されていると認められる施設については、書面による一般監査の実施が認められるとされております。障害者支援施設等指導監査指針におきましても、先ほどの老人福祉施設と同様に、原則年1回は実地に全対象障害者支援施設を行うこととする、ただし、前年度における一般監査の結果適正な運営が確保されていると認められるものについては、老人福祉施設と同様に書面により一般監査を実施することが認められるものとしてとされています。社会福祉法人指導監査実施要綱におきましては、指導監査は一般監査と特別監査とした上で、一定の条件を満たす法人については一般監査の実施の周期について3か年に1回とするとされているところでございます。

資料2につきましての説明は、以上でございます。

○矢萩座長 ありがとうございます。

それでは、皆様、ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問や御意見などがございましたら、よろしくをお願いいたします。いかがでしょうか。

ありがとうございます。伊藤構成員からお願いします。

○伊藤構成員 確認なのですが、感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会ということなのですが、基本的には監査の在り方のところを検討していくということなのか、あるいは研究会の目的を踏まえ、感染防止対策、感染症流行時の業務継続、感染拡大と両立した指導監査の在り方がどうかかっているのかというか。そのあたりが分かりにくかったのですが、そうしたことに対応した監査の在り方の検討でいいのですかね。

○矢萩座長 御質問をありがとうございます。

検討事項の2点の辺りを明確にここで共通理解ができればというところの御質問だと受け止めましたが、よろしかったでしょうか。資料1の検討事項のところ、(1)、(2)とございまして、(1)が感染拡大防止と両立した児童福祉施設の指導監査の在り方について、(2)が児童福祉施設における感染防止対策及び感染症流行時の業務継続の在り方についてということで、先ほど事務局から2点確認をさせていただきましたけれども、この辺りが、監査の在り方そのものについてであるのか、それとも感染拡大と関連して感染拡大する中での監査の在り方というところの協議・検討であるのか、研究会の目的を明確にすべきであるというご質問と受け止めましたが、よろしかったでしょうか。

うなずいてくださっていますので、事務局から、再度、その辺りを御説明いただけますでしょうか。

○小澤総務課長 ありがとうございます。

これについては、監査の在り方と感染症対策を踏まえた監査の在り方、この2つが分か

りにくいということで、すみません。この点についてはお詫びを申し上げます。

検討事項の（１）にありますように、今回の検討は、感染防止対策と両立した指導監査の在り方について、まず、検討事項とさせていただきたいと考えております。

ただし、監査そのものの在り方についてということで申し上げますれば、一つは当然こうした感染症拡大防止との両立は監査そのものの在り方にも影響するという点、もう一つは、例えば、先ほどの資料２、５ページの平成30年の提案、あるいは、６ページの他の施設の指導監査等の状況ということで申し上げますれば、地方からの提案、ほかの施設との並びも当然影響することになりますので、そうした観点からも検討を行う必要があるということでございます。

伊藤構成員がおっしゃった監査そのものの在り方が感染症対策と関係ない部分が含まれるかということについてであるとすれば、当然それも検討する際に考慮すべき要素として入ってくるということだと考えております。

すみません。説明が落ちていましたので、分からなければ改めて御質問いただければと。恐縮でございます。

○矢萩座長 お願いいたします。

○伊藤構成員 要は、感染対策の切り口に、記録、監査の在り方も踏み込んでいいという形ですかね。微妙なところなのでしょうけれども。

○小澤総務課長 もちろんそこはそういうことでございます。この後、資料３、今後の進め方のところで御意見をいただければということでございますので、よろしく申し上げます。

○伊藤構成員 ありがとうございます。

○矢萩座長 御意見と御回答をありがとうございます。

監査そのものの在り方、感染対策を踏まえた監査の在り方、いずれも影響し合うというところで広く考えてというところも入ってくるであろうというお答えでした。

そうしましたら、ほかに、御意見、御質問等はございますでしょうか。

特にございませんようでしたら、今、お話を挙がりましたけれども、今後の進め方という次の議題に移らせていただけてよろしいでしょうか。

それでは、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○小澤総務課長 それでは、再びお手元の資料を取っていただきますようお願いいたします。

今度は、資料３、今後のスケジュールと題する資料でございます。

まず、１枚目の今後のスケジュールにおきましては、今回の研究会の全体の流れを書いております。８月上旬、具体的には今日以降ということになりますが、地方自治体・関係団体の意見照会を進めていきたいと考えております。児童福祉施設における感染防止対策あるいは指導監査に対する意見照会ということで、具体的には、この後、別紙を説明させていただきたいと思っておりますが、これに沿って意見照会をしたいと考えております。②ですが、感染防止対策の普及促進に向けての御意見をいただきたいと思いますと考えております。10月頃、

第2回検討会を開催いたしたいと考えております。まず、①自治体・事業者ヒアリングの結果を御報告させていただきたいと思っております。第1回の議論、本日の議論でございます。それと、ヒアリングの結果を踏まえた今後の対応の骨子案について提示させていただきたいと思っております。その議論を経て、10月頃から11月頃にかけて地方自治体・関係団体の意見照会を行いまして、その際には骨子案に対する意見を頂戴したいと考えております。12月頃、第3回検討会の取りまとめということで考えております。今、別途、感染防止マニュアル、業務継続計画のガイドラインの策定を、研究事業を活用して整備作業を進めています。年末を目途に、その2つのマニュアルあるいはガイドラインを公表したいと考えております。令和4年4月目途に、関係法令の改正も必要に応じて行いたいと考えております。早ければ、令和4年4月から、新たな基準に基づく感染防止対策、指導監査の実施を進めていきたいと考えております。

2枚目をおめくりくださいますようお願いいたします。次回の研究会に向けまして、地方自治体・関係団体に意見照会する内容としては、別紙のものを現在は考えております。児童福祉施設における感染防止対策につきまして、新型コロナウイルスの感染症の流行の状況、介護、障害者福祉、障害福祉サービスにおける対応等を踏まえまして、以下についてどのように考えるか。ポツの1のところですが、障害者児入所施設等以外の児童福祉施設について、平時からの感染症のまん延防止の観点から、例えば、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練の定期的な実施を努力義務とすること。それから、障害児入所施設以外の児童福祉施設につきまして、感染症流行時の業務継続の観点から、例えば、業務継続計画の策定、周知、必要な研修・訓練の定期的な実施を努力義務とすることについてどのように考えるかという意見を紹介したいと、事務局の案としては作成させていただいております。※印のところですが、仮にもこうした研修あるいは定期的な訓練等の実施を努力義務化すれば、令和3年度子ども・子育て推進調査研究事業において整備する予定の感染防止マニュアル、業務継続計画のガイドライン・ひな形の活用を想定しております。努力義務化された事項につきましては、児童福祉施設の指導監査の項目に追加することを想定しております。○の2つ目でございます。児童福祉施設に対する指導監査につきまして、新型コロナウイルス感染症の流行の状況、他の福祉施設について対応等を踏まえまして、児童福祉法施行令第38条の「1年に1回」、「実地につき」の要件について、例外的に書面による監査を可能とすることについてどのように考えるかという点でございます。例外的な運用を可能とする場合には、※印にもございましたが、例えば、前年度の実地による監査の結果、適正な運営とされる施設については、書面による監査が可能とする。それ以外の施設であっても、感染症の流行状況を見てやむを得ないということであれば、直近の監査等で大きな問題が確認されていない施設に限り、書面による監査を可能とする旨を児童福祉行政指導監査実施要綱において示すことを想定しているという状況でございます。

現時点の事務局の案としてはこうしたものを用意しておりますが、これについて御意見

等をお願いします。

以上です。

○矢萩座長 御説明をありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明、全体を通しまして、構成員の皆様から御質問あるいは御意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。

大場構成員、お願ひいたします。

○大場構成員 感染症の関係では、ノロウイルスとか、RSウイルスの関係については、どのように対応するのかということが、ある程度マニュアル的なものということではあるのですが、今回、コロナの関係について、プラス、どういうことが必要なのかということが明確になっていないという部分が一つはあると思うのです。その中で、福祉施設の中でクラスターが発生したところはどういうところに留意しなければならないのかということが、経験からかなり報告されています。それを提示していただいて、シミュレーションにしても施設の形態によっても違うと思いますので。実際に不幸にしてクラスターが発生したところについてはこんな対応をしたという情報をいただきながら、日頃の訓練なりシミュレーションを考えたほうがいいのかということがあります。私は北海道ですけれども、北海道の中でも児童養護施設でクラスターが発生したところがあります。そこでは、施設長を含めて管理職が、陽性者、濃厚接触者になったと聞いております。管理職が誰もいないという状況が出てきて、もし陽性者ということになれば、施設機能のコントロールも難しくなる。どういう形で発生するか。管理職全体が濃厚接触者になった場合に、施設の運営ということでもどうするか。そこではたまたま保健所と話をして園長室に園長が籠もるということで、園長室を隔離部屋みたいにして、ほかの人と接触しないということで保健所の了解を得て対応したということも聞いております。こういう方法がある、こういう対応をしたということの例示をいただきながら進めていくことが大事なのかなと。私たちは、マニュアルをつくるにしても、そのマニュアルが生きたものにならないと思っていますので、そのようなことがあります。

もう一つは、小規模の施設、グループホームとか、そういうところで起きた場合に、職員が全員濃厚接触者になった場合に、養育の支援をする担当者を全部変えなければならないということも出てきたときに、子供との関係をどうやってつくり上げていくとか、そういう課題もあるわけですね。いろいろ想定されるものも含めながら考えていく。大きな建物の中では、ゾーニングが望ましいと言うけれども、ゾーニングは果たしてできるのか。ゾーニングをしたとしても、入り口というか、玄関は大丈夫なのか、トイレの問題が一番。共有ということにどうしてもなる。増設するわけにもいかないわけですから。そういう課題があったということを提示していただいて、防止のための研修、あるいは、訓練、シミュレーションを考えていったほうがいいのかと思いました。

以上です。

○矢萩座長 貴重な御意見をありがとうございました。

ただいまの御意見ですけれども、シミュレーションをするときに、実践事例の中から学び得たこと、それらを生かしていったらどうかというご意見でしたが、クラスター発生施設からの報告、その事例を提示してもらった場合、施設の形態によっても様々に違うけれども、その内容を精査しながら見ていく。あるいは、小規模施設の場合、濃厚接触者として、職員がほとんどそれに認定されてしまった場合に、子供との関係性をどうしていったらいいのか。あるいは、ゾーニングの問題、トイレはどうしたらいいのか。個室数を増やすことも急にはしがたいところです。こういった課題を出していくというような貴重な御意見をありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

伊藤構成員、お願いいたします。

○伊藤構成員 2番目の点のところ、障害児入所施設等以外の児童福祉施設について、業務継続の関係から云々のところで、例えば、保育園等は通所施設なのです。通所施設は、今回のコロナ禍でいえば、明らかに保健所からも業務の停止を指示されるわけですよ。ただ、そうしたときに、例えば、うちなどでしたら、近くにいわゆるコロナの対応をしている病院があるので、その看護師さんのお子さんを預かれなくなったら、その病院も止まってしまうようなことがある。そういうときには何か特別な手だてをしないとイケないのかなと思うこともあるのですけれども、基本的には保健所から業務を止められている状況になってしまうので、その辺はどう考えていくか。入所や通所の特性を考えたら、通所施設には業務継続計画があまりなじまないような気がします。いかがでしょうか。

お願いします。

○矢萩座長 ありがとうございます。

これは御質問ですね。業務停止の判断が保健所からなされた場合に、自身の施設として業務継続計画の策定というところは難しいところがあるという御意見と受け止めましたが、こちらは、資料の別紙というところ、上の大きな○の黒ボツの2点目でしたでしょうか。こちらに対する御質問と受け止めましたが、事務局で何かございますか。

○小澤総務課長 事務局でございます。

ただいまの点で、例えば、具体的には保育所が一時的な閉鎖を求められた際に、いわゆる看護師等のエッセンシャルワーカーの対応をどうするかといったことにつきまして、まさにそれは業務継続を考える上で非常に重要な要素だと考えております。そこは、今、手元にございませぬので、今回のコロナ対策一連のQ&Aの中で似たような項目がないかということも確認しながら、その上で、今回いただいた御意見も踏まえまして、そうした視点も含め、業務継続を考えられたらと考えています。よろしく申し上げます。

○矢萩座長 ありがとうございます。そうですね。看護師の児童の問題も御指摘くださっていました。

よろしかったでしょうか。

ありがとうございます。

ほかにございましたら、お願いいたします。

玉井構成員、お願いいたします。

○玉井構成員 よろしく申し上げます。

児童福祉施設における感染防止対策について、監査をしている立場で申し上げますと、これまでは感染症または食中毒が発生し、または、まん延しないように、必要な措置を講じるように努めなければならないという規定のみで、横浜市の条例でも最低基準省令同じように規定しております。

ただ、この規定だと、何ができていればこの規定を満たすと判断するのか。監査では具体的に何を確認するのかが自治体ごとで異なっていた可能性があると考えています。

今後、具体的な項目が規定されるようになれば、監査を含めて運営指導にばらつきがなくなり、施設側でもどのように対応したらよいか迷うことがなくなるのではないかと思います。

今回、研修や訓練の定期的な実施についてご提案がありましたが、感染防止対策としてより具体的な基準を定めていただければと考えております。

○矢萩座長 ありがとうございます。

監査を実施するお立場からの御意見ということで頂戴いたしましたけれども、私は資料2の5ページにございます保育所の指導監査の効率的・効果的な実施に向けた自治体の取組等に関する研究会に少し関わらせていただいた者なのですけれども、こちらに委員として御参加くださっております横浜市の事例とか、島根県など、それぞれの自治体で、監査の実質が求められると同時に効率的にも行っていかなければ施設にとって負担にもなりかねないというところで、様々な好事例を頂戴したところでした。その中にもございましたが、監査項目や基準について、自治体の地域の実情にもよるのですけれども、それぞれ細かな実施方法や基準をお持ちであるところから、今、コロナに対しても十分に検討されていけば迷うところが少なくなっていくのではないかと、研修や訓練についても同様のことが言えるのではないかと御意見だったかと思うのですが、よろしかったでしょうか。

内容につきましては今後の検討になるかと思いますが、関連することなどでございませうでしょうか。金築構成員は、島根県から御参加くださっていますが、何かございましたらお願いいたします。

○金築構成員 さっき言われていましたけれども、島根県においては、監査については、地理的条件が、広いとか、移動に時間がかかるということもあって、効率的な実施ということなどで、一部保育所等でも書面監査でやったりとかという取組をしています。しかも昨年度はコロナの影響もありまして、現地に行くことがなかなか難しい監査もございましたので、書面ということで代替でやらせていただいたり、毎年必ず何らかの形で対応させていただくようにしています。

先ほど御議論があった業務継続計画の部分、立ち位置の部分ですけれども、今、ちょうど新型コロナが拡大期にあつて、終息が見込めない状況でございませうが、業務継続という

観点を、今のこのコロナで、保育所で感染者が出れば2週間の臨時休業をすとか、ワクチンもない、処方薬もないような状況の段階のものの前提で継続をどう扱うかと。かつて、新型インフルエンザのときもありました。新型インフルも、できたときには相当いろいろな対応が一時期にはあったのですけれども、平年ベースになれば、ワクチンがあったり、診療行為も確立したという状況になったときに、この努力義務化、業務継続計画をどうするかというときに、どの段階でのコロナ対応を意識してやるのかなど。今、お話を聞いたときに、現時点では、相当高次元の対応を、それぞれ、保健所もそうですし、施設も求められてやっているという状況ですけれども、今後のこの会の中で議論するときの業務継続の立ち位置をどういうふうにしていくかによって、求める内容も大分変わってくるし、ずっと同じように、5年先、10年先も考えたときに、今の段階でやると相当高いレベルを求めてしまうことにもなるのかなど、その辺を整理しないと、なかなか努力義務というハードルをつけるときに難しい面もあるのかなというのは、今の議論を聞いて感じたところでございます。

○矢萩座長 ありがとうございます。

御意見と御質問、後半のほうは確認を求めてくださったところかと思えます。先ほどの進め方というところで、8月上旬から地方自治体・関係団体様の意見を照会していくというところでは、どの段階であるか。御指摘のとおり、確かに感染状況によって対応の変化が現実問題としてあろうかと思えますが、この辺りは事務局としてはいかがでしょうか。

○小澤総務課長 ありがとうございます。

こうしたものの計画をつくるときに、いわゆるテールリスクまで想定してそれで全部やらなければいけないかという、そこはなかなか現実問題として難しいということだと思います。

今回のいわゆる第5波と呼ばれている事象は、これまでの経験からすると、恐らくかなりテールの事象に近いことだと思いますので、これを一般化して、これに合せてというレベルで対応することは恐らくできない。ただ、一方で、今回の経験あるいは過去のインフルエンザの経験を踏まえまして、そうしたテールリスクではなくて、ある程度の蓋然性をもって考えられる事象については、そういった実態を想定して業務継続を考えていく必要があると考えています。まさにどの程度の蓋然性のもの、あるいは、どういった事象、どういったものを、いわゆるテールリスクとは考えないで、対象としていくか、それはまさにこれからの検討作業と考えております。

以上です。

○矢萩座長 ありがとうございます。

その辺りも含めてこれから検討課題という御回答でした。忘れずに留意しておきたいと思えます。

ほかに、御意見、御質問等がございますか。

大場構成員、お願いいたします。

○大場構成員 法人によっては種別をまたがって経営しているところがあるのですね。そうしますと、種別ごとに対応が違うというのは非常に混乱してしまうということがあります。そういう意味では、高齢、障害あるいは児童、それも通所・入所ということでいくと、それぞれのやり方が違うということでは、法人という立場からいくと非常に混乱してしまうということがありますので、ある程度、整合性を持たせていただくということがいいのかなと。特に障害の施設を持っていると、入所系については逆に接触がなくなるのでリスクが非常に低くなるという部分があるのですが、通所系になると非常にリスクが高くなる。そうすると、そこを止めるか止めないか、どういう方が利用しているのかという判断。片方では止めるということで、在宅で非常に困難性を訴えられたときにどう対応していくのか。その事情も分かっている、事業計画としてBCPでつくるものはつくるとしても、それに沿うような対応が本当にできるのだろうか、職員のやりくりも含めてできるのかどうか。

災害のときのBCPの考え方と少し違う観点で考えていかなければならないなということで、今、議論をしているところで、私どもの法人でも、種別が違うとBCPの中身が違ってくるのですね。ですから、そのときにある程度共通のものがないと、職員のやりくりは種別が違うことによってなかなか難しさというのが出てきますので、種別の整合性を持った指導監査の在り方はどうしても必要になるかなと思っています。

以上です。

○矢萩座長 貴重な御意見をありがとうございました。確かにそうですね。同じ法人が同じ種別を複数運営している場合もあるかもしれませんが、異なる種別を運営されている場合もありますね。ただ、実際に運営をどうしていくかというところで御指摘いただいたところは確かにそうであると感じました。

そこら辺も留意していくべき視点の一つとして検討のときに考えていくことになろうかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局では、この件はよろしいですか。

○小澤総務課長 結構です。

○矢萩座長 それでは、ほかにございますでしょうか。

伊藤構成員、お願いいたします。

○伊藤構成員 先ほど同じ法人内で種別が違う場合に対応ができないので難しいというお話があったのですが、認定こども園を運営している側からすれば、通所と入所の区別は大きいのかなと、そこも同じように考えていくのは難しいのかなと、ほかの種別をやっていないので何とも言えないのですが、そういう気もします。例えば、入所であったら確実にそこには利用者の方が入っておられて、それをどう運営していくかということで重大な問題なのですけれども、通所だったらそこはまた違うかなという気もします。先ほど言ったように、エッセンシャルワーカーの人をどうするか、社会を動かすためにどうするかという責任というところではどうにか動かさないといけないというのでもあるのですけれども、そこは切り分けたほうがいいのかとも思うのです。どう分けたらいいかと

いうのはよく分からないのですけれども。感想です。

○矢萩座長 ありがとうございます。

大場構成員もそこを御指摘でしたね。種別、プラス、入所型か通所型かというところ、複数の条件がそこに課せられてくるわけですけれども、そこもきちんと検討していく必要があるかと思います。

ほかにございますでしょうか。

御意見をいただけるようでしたら、福山構成員、お願いいたします。

○福山構成員 入所、通所もですけれども、今、結局、12歳未満の方の予防接種の予定が全然立っていないというのが一番心配なところで、以前は子供たちはあまりうつりにくいといったことが言われていたかと思うのですけれども、おととも長野では未就学の方が5人にうつったりとか、そういうこともあるので、そこも分けていかなければいけないのかなと思っているところです。今のは感想です。

7月とかは、特に保育施設で感染した方が急増したといったことが私どもの業界の福祉新聞にも出ておりましたけれども、そこも分けていかなければいけないのかなと思います。

意見でした。

○矢萩座長 ありがとうございます。

ワクチンの問題というところで御指摘を頂戴いたしました。なかなかいろいろな要素がございますけれども、その辺りも含めて考えていくということになるかと思いますが。

ほかにございますか。

玉井構成員、お願いいたします。

○玉井構成員 2点目の論点の例外的に書面監査等を実施することについてですが、昨今の新型コロナウイルス感染症のような感染症の流行状況から実地監査を実施すべきか判断に迷うケースが今後も出てくるかと思いますが。そうした場合に備えて例外規定を設けておくことは必要だと考えますが、一方で、実地監査の周期を緩和した場合に、実地でなければ確認できない事項も監査にはありますので、実地監査を行わないとなると指摘や改善が先送りになってしまうという点が懸念されます。実際に、監査の間隔が空いてしまった施設において改善指導で大変だったところもあるので、そういった面も課題だと思っています。

ですから、例外的な運用を可能とする場合は、どのような場合には実施周期を緩和するとか、基準を明確に規定しておいたほうが良いと考えます。

○矢萩座長 ありがとうございます。

監査の周期が緩和され、その期間が空いた場合のケースにつきまして、例外規定は必要であろうけれども、実地でなければ分からないところもあるので、その辺りが見逃されないようにしっかりと判断できるような、基準の検討も必要になってくるという御意見だったかと思いますが。感染症では必然的に実地が難しい場合も出てくるかと思いますが。

ので、難しいところですね。

ほかにございますか。あるいは、関連しての御意見でも構いません。

福山構成員、よろしくお願いします。

○福山構成員 例外的な規定を設けるといような形で、実地でなければ確認できないような事項は確かにあると思うのですよ。監査を受ける側としましても、年に一遍監査があることによって、そうだったと思い出されるようなところもあるのですね。今、介護とか、障害者の施設とか、運営が適正に行われていれば3年に1回とか、書面の監査といったことがあるようなのですけれども、障害者施設のほうもどんな対応をしているのかというところがあるのですね。間が空いた場合はどんな感じになっているのでしょうか。

児童ばかりが毎年実地監査というところが、成人のほうでは書面監査があったりとか、そういったことがあるけれどもという質問なのですけれども。

○矢萩座長 資料にリモートなどという表現もございましたけれども、確かに、間が空いた場合に、書面で行うとすればどのような具体的な工夫が考えられるかとか、ほかにどのような実地でない手段が講じられるかというところだと思いますけれども、これも実践事例を自治体に聞いてみたいところです。あるいは、施設様でも、実態に関する御意見がいただければ、この先、議論が深まるかなと思われそうですがいかがでしょうか。

伊藤構成員、お願いします。

○伊藤構成員 この監査のところで、先ほども、どこが書面によってできるのか、どこが書面ではできないのかははっきりさせた方がよいことはまさにそうだと思います。写真、映像を提出することで済む場合もあったりすると思うのですよ。その辺をはっきりしてもらえればと思います。

実際、施設からすれば、確かに、言われたように、毎年来ていただく方がよいと思う部分もあるのですけれども、正直なところ、その業務量からして多分なかなか難しくなっているのかなというのが実態なのだと思います。難しいですね。施設としては、毎年ではなかったら、ちょっと不安になるところもあったり、難しいところだと思います。

でも、そういういろいろな機器をうまく使って、少ない資源を最大限に使うということができたらなと思います。事例の中でも、電子的なものはそのまま見てオーケーにすることかということもあったのですけれども、そういったことを活用しても、毎回全部の資料を印刷せずにPDFにして、PDFでこれを見せてくださいとやり取りをしたら、対話的に進めることもできるだろうし、いろいろなことをこれから考えていけたらいいのかなと思います。

でも、施設にちゃんと来ることももちろん大切だとは思いますが。特に、保育園、小規模施設などは、今、次々と新しいものが建っていますので、そういうところに関しては、しっかり、1年目、2年目ぐらいはちゃんと指導していただけたらありがたいかなと思います。これでいいのかと不安な方も本当に多いので。大変だとは思っているのですけれども。

今回、様々なところにこれを出していくことで、おそらくいろいろな意見が出てくると思います。それはそれで受け止めればいいのかと思っています。

以上です。

○矢萩座長 ありがとうございます。

確かに、監査の準備というのでしょうか、書類の数の多さとか、様々な御負担があるかと思えますけれども、今、ICT化が進んでいる中で、そういった機器の活用への期待がある一方、対面でなければ解消されない不安もあるかもしれない、特に新しい施設はということで、その辺りもぜひ知恵を結集していければいいのではないかと感じます。

大場構成員、お願いします。

○大場構成員 リモートで対応するというのも確かにあると思うのですが、リモートで何を求めているのかということがきちんと合致していないと、そのやり取りだけで時間がかかってしまうということが一つはあると思うのですね。だから、何がリモートになじむのかというのが一つはあると思えますけれども、実際に監査を受ける立場からいくと、いろいろな分野の方が一緒にいらっしゃって、札幌の場合は9人ぐらいいらっしゃるのですが、そのときに支援内容で半日は記録を見せてくださいということになるのですね。記録ということは、リモートではなかなか難しいし、個人の記録ですので、文書で送るとか、そういうこともできれば避けたいということになると、支援の監査のやり方はなかなか難しいかなと思ったりもしています。記録のとどめ方、特に事故報告などがあったケースについてはかなり綿密に支援の内容を見ていただく形になると思いますので、そういう記録こそ個人情報で外には見られることが望ましくないということも出てくるので、そういう部分をどうするのかということも一つの大きなテーマになってくるのかなというのがあります。

もう一つは、第三者評価で必ず聞かれるのは、管理職に対して、運営指導の中で指摘事項なり意見ということでどんなことがありましたかということがありますが、こういう状況なので文書監査なのですよねということで、こういう状況ですというお話をすると、なかなか伝わっていかない。第三者評価機関にそういう説明をしても、第三者評価機関が、今、文書評価になっているのは分かるのだけれども、文書評価の中でどういう形でやっているのかということがなかなか伝わっていない部分もあるので、こういう状況があったときに、第三者評価は特に社会的養護のところでは3年に1回は義務の受審になりますから、そういう評価機関に対しての周知みたいなことも一つは必要かなと感じています。以上です。

○矢萩座長 ありがとうございます。

確かに、リモートという手段で何を求めるか、その辺りに個人情報の保護が関係してきて、機関や組織のコンプライアンスが問われてくる、そこの兼ね合いをどう考えていったらいいのかという辺りは、非常に重要な指摘事項かと思えます。

第三者評価に関しましても、伝わらなければどうしても難しいところがありますね。その辺りも洗い出しが必要かもしれません。

福山構成員、お願いします。

○福山構成員 1つだけ、監査をされる方々とかにお伺いしたいのですけれども、昨年矢

萩先生が座長をされた保育所の指導監査の効率的・効果的な実施に向けた自治体の取組等に関する研究会の「はじめに」のところで、年1回以上の実地検査が義務づけられているが、実地検査を行う都道府県等の人員に限りがあること等から実地検査の実施率が芳しくない都道府県が散見され、保育所側においても実地検査のための書類作成に係る負担が大きいとの意見があるということは書いてあるのですけれども、平成30年度の地方分権改革に関する提案募集の中でも3年に1回の監査にできないかという提案があったかと思えますけれども、実際問題として、監査をされる方々としては、現状として手が足りないとか、無理をしておられるといったところもあるのでしょうか。

お尋ねです。

○矢萩座長 ありがとうございます。

「はじめに」というところですね。お手元にはない先生方もいらっしゃるかもしれないのですけれども、このときの研究会は先進的な取組をされている自治体の皆様方が出席されていらしたものですから、人員のこともやりくりをしながら内容をよりよいものにしていくという取組の実例が挙げられていたかと思えます。全国の実態がどうかということについては、この「はじめに」の部分は研究会のメンバーの厚労省の事務局の方が作成された部分ではあるのですけれども、実態としてはそういったことも挙がってきているという御説明でした。具体的な実態がどうであるのかは、これ以上のことがこの報告書の中に報告されていないかもしれません。

何かこちらの事務局で御存じの範囲のことがございますか。これは保育所の指導監査という研究会ではあったので、ほかの児童養護福祉施設はないのですが。

○小澤総務課長 そこは、今、確認していないので、これから確認する状況だと考えております。

○矢萩座長 実態を知ることも重要な点ですので、そんな形でよろしいでしょうか。確認をさせていただきます。そのような形でよろしいでしょうか。

ほかにごございますでしょうか。

いろいろな御意見を出していただきまして、本研究会は、これから始まるというところになります。少し予定の時間よりも早めではございますけれども、これで出尽くしたようでしたら、この辺りでと思いますが、いかがでしょうか。まだもしございましたら、挙手していただけたらと思います。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、本日のところはこの辺りで閉会とさせていただきたいと存じます。

皆様、議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

事務局にお返しさせていただきます。

○小澤総務課長 次回につきましては、先ほどの資料3にございますように、10月頃を予定しておりますので、また追ってその時期になりましたら日程調整をさせていただきます

て、次回日程をお伝えしたいと思います。

以上でございます。

○矢萩座長 ありがとうございます。

それでは、次回、第2回の検討会でまたお目にかかりたいと存じます。

施設の先生方はその地域の皆様と御一緒に新型コロナウイルス感染症と闘っていらっしゃる毎日だと思います。どうかくれぐれもお体に気をつけてと願っております。一方、各自治体も様々な対応に追われていらっしゃるかと思いますが、また元気にお会いできればと思っております。どうもありがとうございました。